

◇番号：202201

◇研究機関名	福岡教育大学	◇不正の種別	目的外使用
◇不正が行われた年度	令和元, 2 年度	◇最終報告書提出日	令和 4 年 6 月 29 日
◇不正に支出された研究費の額	116, 840 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

学長より、令和 3 年 9 月 13 日付けで、内部監査機関における「令和 3 年度競争的資金に関する内部監査」の実施過程で教員の出張旅費について不正の可能性がある旨、福岡教育大学告発窓口へ調査依頼があった。

【調査に至った経緯等】

研究活動不正調査委員会（以下、本委員会とする。）において予備調査を実施し、その結果、本調査を実施する必要があると判断し、本調査を実施することを決定した。

◇調査

【調査体制】

調査委員会（学内委員 2 名、学外委員（弁護士、公認会計士）2 名）を設置。

【調査内容】

・調査期間

令和 3 年 9 月 13 日から令和 4 年 5 月 18 日

・調査対象

対象者：当該教員

対象経費：平成 28 年度から令和 2 年度までの科学研究費助成事業及び公的研究費で扱う旅費、物品費、謝金

・調査方法

（旅費関係）①調査対象者の旅行伺、旅行命令簿、出張報告書、研究ノート、手帳等の関係資料の書面調査

②調査対象者への事情聴取

③当該教員が所属しているユニット及び本部の旅費担当者への事情聴取

④調査対象者が主張する用務先（出張先）の機関、インタビュー対象者等への事情聴取

（物品関係）①現物確認

（謝金関係）①調査対象の書面

②謝金対象者へ調査

◇調査結果

【不正の種別】

目的外使用

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

本委員会において、調査対象者から「一応出張先まで行っているから、目的を果たせなくても大丈夫と思っていた」などの供述があった。以上のように調査対象者本人のモラルが欠如していたことが、今回の不正における最大の要因であると言える。

調査対象者は、相手方へのアポイント（面談の約束）を取ることなく「資料を届けるため」や「資料を入手するため」という目的の出張を繰り返した。メール又は郵便を活用すれば足りる場合にまで

も、公的研究費を費やして、県外まで出張する理由について十分な説明がなかった。つまり、目的に対して適切な手段を講じる合理的な判断力が欠如していたことも要因のひとつと言える。

本来、出張申請は事前に行うものであり、またアポイントの存在を証明する資料の添付が令和2年6月から義務づけられているにも関わらず、それ以降も調査対象者が遵守していた形跡はなく、経理担当者とのやり取り、出張報告書の提出、ならびに、内部監査において虚偽表示を行い、事実を故意に隠蔽した。以上のように、虚偽申請及び虚偽表示が散見していた。

・手法

①ケースⅠ（令和2年6月29日鹿児島市、令和2年7月1日熊本市）

両出張に関して、当日まで、事前に相手方にアポイントをとることなく出張先に赴いた。その移動中に連絡を取る手段を試みたが、相手方と連絡を取れることはなく、相手方に会うことが出来ないまま帰宅した。このため、出張実態が伴わなかったが、訪問先でインタビューや資料収集を行ったなど虚偽の出張報告書を提出し不正に旅費の支給を受けた。また、申請手続き上の経理担当者とのやり取りや内部監査の際にも、故意に事実と異なる虚偽表示を行った。

②ケースⅡ（令和2年11月19日大分市、令和2年12月2日大分市）

令和2年11月19日の出張の際には、4名の関係者と面会を行っていた。この出張報告書には2名の面会であったと事実と異なる記載をした。その後、令和2年12月2日分の出張報告書に、実際には会っていない2名の記載と、事実と異なる出張内容の報告を行った。これに関し、先方へ令和2年12月2日分の実事確認をしたところ、「面会した事実はない」という証言を得た。一方、調査対象者は面会したと主張し続けるものの、当日の行程や何処で面会したか等具体的な供述はなく、また裏付ける証拠も提出することはなかった。

③ケースⅢ（令和元年8月7日～8日茨城県つくば市）

当日まで、相手方にアポイントをとることなく、目的地の途中までは赴いたが出張の目的を果たさないまま帰宅した。このため、出張実態が伴わなかったが、虚偽の出張報告書を提出し不正に旅費の支給を受けた。福岡教育大学では、搭乗券の半券の提出が義務づけられているため、福岡空港・成田空港間の移動は確認でき、宿泊証明証によりつくば市に宿泊していることは確認出来た。一方、相手方（事務局）の記録には、調査対象者によるアポイント及び参加の履歴は存在しなかった。さらに、調査対象者は、当日面会した職員名を明らかにしたが、相手方（事務局及び同職員）に確認したところ、当日同職員は出張のため不在であった。

出張内容の実態を証明する客観的な証拠がなく、また、調査対象者は、不在であった職員と面会していると証言した。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

区分	対象地 (対象日程)	年度	資金の種類	不正使用額	不正に関与した 研究者数
ケースⅠ	鹿児島市 (R2.6.29)	令和2年度	科学研究費助 成事業	24,180円	1人
	熊本市 (R2.7.1)			14,040円	1人
ケースⅡ	大分市 (R2.12.2)			12,680円	1人
ケースⅢ	つくば市 (R元.8.7-8)	令和元年度	大学運営経費 (教育研究費)	65,940円	1人
計				116,840円	1人(実人数※)

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

立て替えた旅費相当額は、虚偽の報告を受けて、調査対象者の個人口座に振り込まれた。別途資金

管理を行っていないため、個人の資金と渾然一体となっており、個人の資金として支出できる状態になったことをもって私的流用があると判断した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

出張実態が伴わないにも関わらず、虚偽の出張報告書を提出して、旅費の支給を不正に受けており、研究費の不正行為が4件発覚したと結論づけた。

ケースⅠでは、リモートワークが一般化してきたコロナ禍にあって、アポイントを取ることなく、出張先に赴くことは、少なくとも「重大な過失」と認定できる。また、目的地に赴いたが訪問調査を行うことなく帰宅するといった行為は単なる私的な旅行に相当するものであり、「目的外使用」にあたりと認定した。

ケースⅡでは、調査対象者から「前回の調査報告に関連付けて、出張報告書（2回目）を作成してしまった」という供述があるように、1回目の出張で面会した者の名刺を利用して2件あったかのような虚偽の報告書を作成した。この出張の申請書による出張目的は「科研に関する調査のため」となっていた。また、相手側から「2回目の出張の日は、調査対象者との面会はなかった」との証言を得た。これに対し、調査対象者は「資料を届けるために出張した」と供述し、出張申請書の出張目的とは異なる目的で出張したことは認めたものの相手方との面会の事実を否定しなかった。そのため、本件については平行線のままであったが、申請書に記載した出張目的と、本委員会調査時の供述での出張目的が一致しないことから、本委員会では「目的外使用」にあたりと認定した。

ケースⅢでは、搭乗券の半券及び宿泊証明が存在することから、福岡空港から成田空港までの移動及び宿泊は確認できた。一方、相手方（事務局）の記録には、調査対象者によるアポイント及び参加の履歴は存在せず、さらに、調査対象者が当日面会したと明らかにした職員は出張のため不在であった。客観的な証拠が得られなかったため、本委員会では「目的外使用」にあたりと認定した。

なお、出張の調査後、物品費・謝金について調査（書類確認・相手方確認）を実施したが、こちらの方は、不正を示す証拠は出てこなかった。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

1) 調査対象者の倫理観の欠如及び不正防止体制の問題

調査対象者本人のモラルが欠如していたことが今回の不正の要因である。また、調査対象者が目的に対して適切な手段を講じる合理的な判断力が欠如していたことも要因となった。

2) 事実確認方法の問題

調査対象者の申請、報告の手続き面において、経理担当者とのやり取り、出張報告書の提出、並びに内部監査において虚偽表示を行い、事実を故意に隠蔽するなど虚偽申請及び虚偽表示が散見していた。一方、経理担当者は、出張申請時にアポイントメール等の書類の添付がなかったことから調査対象者へ事実確認を行い、調査対象者から口頭（電話）でのアポイントを取ったとの回答を得たことにより事務手続きを進めた。申請の際には書面での確認ができなかったため、出張報告書に記載された内容等確認できる情報を基に旅費を支給したが、この出張報告書の実事確認の方法においては十分ではなかった。

【再発防止策】

1) 不正防止推進方策の改善

- ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づき、令和4年3月に作成した「国立大学法人福岡教育大学における啓発活動の実施について（重要通知）」を発出した。この通知により福岡教育大学全構成員対象に年4回の啓発活動を実施することとし、研究活動上の不正行為防止ハンドブックの配付や、啓発のためのリーフレットの作成等の実施を計画している。あわせてこ

の取組を進める中で、構成員の意識の向上と浸透を図る方策を検証し、実効性を高める計画へ、随時改善を行う。

- ・ 内部監査部門と連携した不正防止のチェック機能を図るなど体系的な体制整備を行うとともに、不正の抑止及び早期発見のためのモニタリング体制を強化する。

2) 事実確認体制の改善

- ・ 旅行命令伺（出張申請時）には旅行日、用務先、用務内容がわかる資料が添付されていない案件については研究者へ確認を行う。また、出張報告書には用務を行ったことがわかる資料（学会参加票、学会のレジュメ、学会のネームプレート、訪問相手の名刺、写真、調査ノート等用務の遂行が確認できる資料）を必ず提出させる。
- ・ 旅費支給に関する理解促進のため、旅費マニュアルに出張報告書に添付する資料等を掲載し改正を行う。また、不正行為等の事例集の周知を徹底するなど不正防止への意識向上を図る。

◇その他（研究機関が行った措置）

- ・ 本件の公表状況

令和4年10月7日に報道機関等へ情報提供を行うとともに、福岡教育大学ホームページに公表した。
(氏名公表あり)

- ・ 関係者の処分

国立大学法人福岡教育大学職員懲戒等規程等に基づき、令和6年2月22日付けで、当該教員に対して戒告の懲戒処分を行った。